

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰支援商品券【国R7補正分】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている生活者を支援するとともに、町内経済の活性化を図るため、商品券を配布する。 ②町民1人当たり18,000円(共通8,000円、地元店限定10,000円)の「物価高騰支援商品券」を配布、その他郵送等事務経費 ③商品券印刷費・委託料・扶助費 97,900,000円 ④全町民	R8.2	R8.4以降
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰支援事業【国R7予備費分】	①電気料金の高騰により、農業者が構成員となる土地改良区の農業水利施設(農業用揚水機)の電気料金高騰分に対して支援し、農家の経済的負担の軽減を図る。 ②電気使用料 ③(R6電気使用料)×(R7.6月前年比値上率)≒2,393,000円 ※事業費が変動する可能性があり。 ④農業水利施設利用者	R7.5	R7.9
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食を通じた子どもの居場所づくり物価高騰支援対策事業【国R7予備費分】	①物価高騰が続く中でも、子どもを含む多世代の居場所・食事を提供し続けられるように活動を行う事業者や団体等に対し、物価高騰対策として食材費及び光熱水費の一部を補助し、円滑な事業運営に資する。 ②食事提供にかかる食材費等 ③開催1回につき定額1万円 ④子どもを含む多世代の居場所を提供しその中で食事を提供する団体等	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域交通事業者緊急支援事業(燃料高騰対策)【国R7予備費分】	①地域の公共交通事業者に対する燃料価格高騰の影響を緩和することにより、地域に不可欠な地域公共交通の維持確保を図る。 ②運行に要する燃料費高騰相当額を支援する。 ③燃料購入量×燃料費高騰相当額=1,072,160円 ④町内交通事業者	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業等物価高騰対策事業支援交付金【国R7予備費分】	①目的・効果 原油価格や物価の高騰による光熱費、車両燃料費及び食料費などの値上がりにより影響を受けている町内の介護サービス事業所等(障がい児者施設含む)に、安定したサービスの提供を支援するため支援金を交付する。 ②交付金を充当する経費内容 R7年度における光熱費、車両燃料費及び食料費への定額交付 ※R6年度に県で実施した社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金(定額交付)の2/3の額(千円未満切り捨て) ③積算根拠(対象数、単価等) ・入所系 (定員*150,000円) ・複合型サービス事業所 (定員*15,000円)+130,000円(定額) ・通所系 130,000円(定額) ・訪問系 130,000円(定額) ④交付対象(見込) 町内介護サービス事業所等 計:2,412,000円	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策事業者支援補助金【国R7予備費分】	①エネルギー価格高騰の影響を受けている町内事業者(中小企業、商店等)の負担緩和を図るため補助金を交付する。 ②電気と燃料(重油・ガソリン・軽油・灯油・プロパンガス)を使用する町内事業者への補助金で、令和7年1月から6月までの任意の4ヶ月の合計から、令和2年から令和6年の任意の同月の合計額を差し引いた額の2分の1(千円未満切り捨て)を補助する。 [下限10,000円から上限1,000,000円の補助] ③①1,000,000円×5社=5,000,000円 ④500,000円×2社=1,000,000円 ⑤300,000円×10社=3,000,000円 ⑥100,000円×5社=500,000円 ⑦50,000円×10社=500,000円 ④町内事業者(農業、林業、建設業、道路旅客運送業、廃棄物処理業、指定管理者を除く)	R7.4	R8.3
7	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	LED照明買替促進支援事業【国R7補正分】	①エネルギー価格等の高騰が続く影響が長期化する中、現在使用しているLED照明以外の蛍光灯等(以下「蛍光灯等」という。)について、省エネ性能の高いLED照明への買替えを支援し、家庭等における電気代負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図る。 ②蛍光灯等をLED照明に取替えるためのLEDランプ購入費、LED照明器具購入費を補助する。工事費は除く。住宅用は1住宅あたり20,000円を上限額として補助する。ただし照明器具ごと購入する場合は1基あたり5,000円を上限額とする。集会所用は1集会所あたり30,000円を上限額として補助する。 ③補助金 300世帯×4個(本)×5,000円=6,000千円 25集会所×6個(本)×5,000円=750千円 事務費 99千円 ④西会津町に住民登録がある方で、現在家庭用として住宅で使用している蛍光灯等をLED照明に買替える世帯主等及び自治会集会所で使用している蛍光灯等をLED照明に買替える自治会長(集会所に係る電気料金等については生活者から徴収される区費により支出されているため)	R8.1	R8.4以降
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	「ふるさと西会津」頑張る学生応援給付金事業【第3弾】【国R7補正分】	①食料品や生活用品等の価格高騰が続く生活への影響が長期化する中、町出身の大学生等への生活支援、あるいは仕送り等を行う家庭の負担軽減に資する。もって、町を離れて暮らす若者のふるさと回帰を促進する。 ②1人当たり50,000円の現金支給 ③現在の大学1年～4年生に該当する平成30年度～令和3年度の西中卒業生134名×大学等進学率70%×50,000円 ④以下ア～ウ)の全てに該当する者 ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校(4年次以上に限る。)、専修学校(専門課程に限る。)、予備校に在学している者 イ)平成15年4月2日以降に生まれた者 ウ)令和8年1月1日現在、西会津町の住民基本台帳に登録されている保護者がいる者	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	令和7年度高齢者等世帯エアコン購入費補助事業 【国R7補正分】	①物価高騰の影響が大きい低所得の高齢者等世帯に対して、省エネ性能の高いエアコン導入を支援し、夏や冬の健康管理と家庭における光熱費の軽減につなげる。併せて、必要に応じた町社会福祉協議会の総合相談支援により当該世帯の家計改善に努める。 ②エアコン(2027省エネ基準達成率75%以上)の購入及び設置に係る経費への定額補助(上限70,000円/世帯) ③70,000円×20件=1,400,000円 ④自宅に使用できるエアコンを持たない(又は、1台は持っているが省エネ性能の高いものに更新する)、世帯全員が住民税非課税で町税等に滞納がなく、次のいずれかに該当する世帯 ※生活保護世帯は対象外とする。 ・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯 ・65歳以上の高齢者と高校生以下の者で構成される世帯 ・65歳以上の高齢者と障がい者で構成される世帯 ・障がい者のみで構成される世帯 ・障がい者と高校生以下の者で構成される世帯 ・ひとり親世帯 ・その他町長が認める世帯	R8.2	R8.4以降
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策事業者支援補助金 【国R7補正分】	①エネルギー価格高騰の影響を受けている町内事業者(中小企業、商店等)の負担緩和を図るため補助金を交付する。 ②電気と燃料(重油・ガソリン・軽油・灯油・プロパンガス)を使用する町内事業者への補助金で、令和7年7月から12月までの任意の4ヶ月の合計から、令和2年から令和6年の任意の同月の合計額を差し引いた額の2分の1(千円未満切捨て)を補助する。 【下限10,000円から上限1,000,000円の補助】 ③@1,000,000円×5社=5,000,000円 @500,000円×2社=1,000,000円 @300,000円×10社=3,000,000円 @100,000円×5社=500,000円 @50,000円×10社=500,000円 ④町内事業者	R8.2	R8.4以降
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	賃上げ環境整備支援金 【国R7補正分】	①福島県では、最低賃金の時給1,033円以上を実現するにあたり、県内経済への影響緩和を目的に、R8.1.1までに雇用保険加入者の時給を1,018円以下(9月5日時点)から1,033円以上に賃金を増額(15円以上)した中小企業を対象に労働者1人あたり30,000円を補助する。 本町でも福島県の支援要件に該当した町内事業者に対して、労働者1人あたり20,000円を支給する。 ②賃上げを実施した町内事業者への負担金補助及び交付金 ③負担金補助及び交付金 12,400,000円(620人×20,000円) ④町内事業者	R8.2	R8.4以降
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	菌床菌茸類栽培用資材等高騰対策支援事業 【国R7補正分】	①農業資材等の価格高騰が続く中でも町内の菌床菌茸類栽培に取り組む生産者に対して高騰しているオガ粉等栽培用資材費高騰への負担軽減を図る。 ②菌床菌茸類栽培用資材の価格高騰への支援補助 ③町内生産菌床数243,099個×8円=1,944,792円、オガ粉購入補助36,800円 計1,981,592円=1,982,000円 単価根拠:オガ粉高騰試算額/町内生産菌床数=1,839,760円/243,099菌床=7.57円≒8円 ④菌床菌茸類栽培出荷事業者	R8.1	R8.4以降
13	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	高齢者生活支援ハウス環境向上事業 【国R7補正分】	①光熱費等のエネルギー価格高騰の影響が続く中、夏期と冬期に自宅での生活に不安のある高齢者が一定期間居住する当該施設の各居室のエアコンを省エネ性能の高いものに更新し、全額自己負担としている各居室の光熱費を軽減するとともに、保健師や作業療法士、言語聴覚士等専門職の関わりを強化し、住み慣れた地域での自立した生活の継続を支援する。 ②全12居室のエアコン更新費(2027省エネ基準達成率75%以上) ③単身世帯用居室@150,000円×10室×1.1=1,650,000円 夫婦世帯用居室@300,000円×2室×1.1=660,000円 計2,310,000円 ④西会津町(高齢者支援ハウス)	R8.2	R8.4以降
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当上乗せ支給事業 【国R7補正分】	①物価高の影響が長期化し、その影響をより強く受けている子育て世帯を強力に支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する。卒業、入学など支出増加が見込まれる時期に間に合うように、そして必要なものの購入等に充てられるように、速やかに現金支給する。 ②国の物価高対応子育て応援手当に30,000円を上乗せし、対象のこども1人当たり、一律50,000円を支給する。 ③扶助費 @30,000円×535人=16,050,000円 ④令和7年9月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等 ※令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児を含む。	R8.2	R8.4以降